



小林市の生駒高原に咲き誇る100万本のコスモス。見ごろは9月下旬から10月上旬です。
(写真提供：宮崎県小林市)

Topics

年金機能強化法・年金一元化法が可決成立

年金報

2012. 9. 5 September

Vol. 640

発行所 社団法人日本国民年金協会
編集発行人 河野 暁

〒102-0093 東京都千代田区平河町2-5-5
TEL. 03-3265-2885 FAX. 03-3265-2894

<http://www.nenkin.or.jp/>
E-mail: koho08@nenkin.or.jp

振替 東京 00190-2-77193
年間購読料 1,890 円 (税込・送料共)
(昭和34年3月30日第3種郵便物認可)

Contents

2

第50回全国都市国民年金協議会開催される

今回で50回目となる全国都市国民年金協議会が奈良市「なら100年会館」で開催された。

3 市区町村の声

北海道鹿追町 吉田弘志町長・鹿追町町民課

バイオガспラントを建設・稼働させ循環型農業を推進して注目されている鹿追町取材した。

4 頑張る！ 年金事務所

中福岡年金事務所

職員が気持ちよく働けることを目指し職場環境の改善に取り組む中福岡年金事務所取材した。

5

地方分権10年と国民年金事務(5)

今回は、市内の9つの区役所と1支所の国民年金係を統括する神戸市役所本庁の国民年金係取材した。

八月一日、年金機能強化法（公的年金制度の財政基盤及び最低保障機能の強化等のための国民年金法等の一部を改正する法律）と年金一元化法（被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律）のいわゆる年金関連二法が参議院で可決し、成立した。そして、八月二日、年金機能強化法は法律第六二号として、また年金一元化法は法律第六三号として公布された。

年金機能強化法

年金機能強化法では、国民年金に関しては、①納付した保険料に応じた給付を行い、将来の無年金者の発生を抑えるとの観点から、受給資格期間を現行の二五年から二〇年に短縮する措置（平成二七年一〇月から実施）、②遺族基礎年金の支給対象を現行の母子家庭から父子家庭へも拡大する措置（平成二六年四月から実施）、そして③基

礎年金の国庫負担二分の一が恒久化される特定年度を平成二六年度と定めること（平成二六年度から実施）などが盛り込まれている。

また、厚生年金保険に関しては、①短時間労働者に対する適用拡大を行う措置（平成二八年一〇月から実施）、②次世代育成支援の観点から産休期間中の保険料免除を行う措置（二年を超えない範囲内で政令で定める日から実施）などが盛り込まれている。

年金一元化法

一方、年金一元化法では、①公務員および私学教職員も厚生年金保険に加入することになり、二階部分の年金を厚生年金に統

一すること、②共済年金と厚生年金の制度的な差異を、基本的には厚生年金にそろえて解消すること、③共済年金の一・二階部分の保険料率を引き上げ、厚生年金保険の保険料率（上限一八・三％）に統一すること、④現行の共済年金にある三階部分（職域部分）を廃止し、三階部分（職域部分）廃止後の新たな年金については別に法律で定めることなどが盛り込まれている。

これらは、平成二七年一〇月から実施されることになる。

社会保障制度改革推進法

年金関連二法とともに、社会保障制度改革推進法も可決、成立した。これによって、内閣に社会保障制度改革国民会議が設置され、一年以内に結論がまとめられることになる。

平成二三年度年金積立金運用報告書

八月二日、厚生労働省は、

「平成二三年度年金積立金運用報告書」を公表した。この報告書は、年金積立金管理運用独立行政法人法に基づいて、厚生労働大臣が、毎年度年金積立金の運用が年金財政に与える影響について検証し、独立行政法人評価委員会に報告するものである。

報告書によると、平成二三年度の年金積立金全体の収益額は二五、八六三億円で、年金積立金全体の収益率は二・一七％となっている。このうち、年金積立金管理運用独立行政法人において管理する積立金の手数料等控除後の収益額は二五、八四三億円、収益率は二・二九％で、年金特別会計において管理する積立金の収益額（一部を財政投融資資金に預託）は二〇億円、収益率は〇・〇三％であった。

これまでの運用実績を見ると、自主運用が開始された平成一三年度からの累積収益額は二五兆一、六六二億円、平均収益率は一・六二％となっている。

『エネルギーの地産地消を』鹿追町環境保全センター

鹿追町の環境保全センターの施設は、固形の堆肥を切り返して完熟したものを畑に還元する「堆肥化プラント」と、町のほうから出る汚泥、生ゴミを処理する「コンポストプラント」と、家畜ふん尿や敷わらを嫌気性発酵させる国内最大の「バイオガспラント」の三つの拠点からなっており、平成十九年から稼働しています。

「バイオガспラント」の目的はエネルギー生産です。家畜ふん尿などはメタン発酵により処理され、バイオガスと消化液が生産されます。バイオガスは化石燃料の代替エネルギーとして電気で利用、排熱はハウス園芸に、消化液は有効成分が豊富であり有機肥料として農業生産の向上に貢献しています。

現在、町内に二基目のプラント建設を計画しており、二、〇〇〇戸以上の家庭の発電量を賄うことができるようになります。

鹿追町は、地域資源を有効に利用しエネルギーの地産地消を目指しています。



第五〇回全国都市国民年金協議会総会・研修会

市区からの要望を受け、省・機構が制度に結びつける

八月三日に奈良市の「ならー〇〇年會館」において第五〇回全国都市国民年金協議会の総会及び研修会が開催された。昨年に引き続きパネルディスカッションが行われ、厚生労働省、日本年金機構、市区が活発に意見の交換を行った。

冒頭、仲川げん奈良市長のあいさつが行われた後、厚生労働大臣及び日本年金機構理事長の祝辞が読み上げられた。今回の総会では、加入市区数八〇四のうち出席数は一八四、委任状提出数は六二〇だった。また、日本年金機構近畿ブロック本部及び管内の二府四県二一の年金事務所からも出席者があり、全体の出席者数は三〇〇名に達するほどの盛況であった。

総会の議案審議

議長選出のあと、まず昨年七月以降の会務報告が行われ、議案審議に入った。今回の総会には、第二号議案「要望書について」、第二号議案「次期（第五一回）総会開催市について」の二件の議案が提出された。

第一号議案の「要望書」は小宮山洋子厚生労働大臣にあてて



提出するための「国民年金制度改善についての要望書案」で、次のような内容であった。

第一点目は、「国民年金事務の一元化について」で、国民年金事務については、速やかに日本年金機構へ一元化を図るようにとの要望である。

二点目は「国民年金制度に係る要望について」で、国民年金事務が一元化されるまでの間について、「法定受託事務のあり方について」と「年金制度の改善について」の要望である。

「法定受託事務のあり方について」は、制度改正や事務変更の内容について早期に通知し、自治体の事務に影響する適用勸奨等の対象者リストは必ず提供することなどがあがった。

もう一方の「年金制度の改善について」では、▼外国人無年金者等について、救済・改善措置を実施すること、▼日本年金機構が管理する第二号被保険者および第三号被保険者の住所を住民票住所と早期に一致させること、▼東日本大震災被害者に対する特例的な取扱いをすることなどがあがった。

三点目は「日本年金機構への要望について」であって、制度改正や自治体の法定受託事務に関連する情報は、日本年金機構からも自治体に速やかに情報提

供を行うべきとの要望である。

第二号議案は、次期第五一回総会の開催地を南関東ブロックの東京都中央区とする議案だった。第一号議案、第二号議案のいずれも、賛成多数で原案通り可決した。

質疑応答&パネルディスカッション

研修会では、前半で質疑応答、後半で前回に引き続きパネルディスカッションが行われた。

質疑応答では質疑を行う札幌市、いわき市、東京都中央区、富山市、京都市、東広島市、高知市の七つの市区から国民年金担当課員が登壇した。応答側として厚生労働省年金局事業管理課から四名、日本年金機構国民年金部から二名が登壇した。

質疑の項目は、「一、交付金について」、「二、適用（職権適用及び適用事務全般）」、「三、保険料」、「四、申請免除・学生納付特例」、「五、法定免除」、「六、給付」（障害基礎年金及び未支給年金）、「七、共通」（東日本大震災に係る国民年金制度につ

いて、市町村への情報提供・マニュアルの提供、制度周知）の七項目に及んだ。

このうち、「五、法定免除」に関しては、日本年金機構から、日本年金機構ホームページに掲載されている生活保護受給による法定免除に関する質疑照会回答に誤りがあったため、ホームページの任意加入の説明について早急に修正するとの回答があった。

「六、給付」のうち障害基礎年金の所得状況届等に関して、厚生労働省から、新規裁定請求者の翌年度以降の所得状況届の提出を省略できるための省令改正の準備を進めており、平成二六年度より実施していくと回答があった。

また、「六、給付」の未支給年金の「生計同一関係に関する申立書」の様式改善に関しては、厚生労働省から、わかりやすく記入しやすい様式にすることが必要であるとの理解が示されるとともに、日本年金機構にも改善の要望が多い様式については順次モニター会議を開催したうえで改善するように指示しているとの回答があった。

「七、共通」のうち日本年金機構の業務マニュアルの開示、提供に関しては、日本年金機構から、要望がある市区町村に対しては法定受託事務との関連を整理したうえで検討していきたいとの回答があった。

後半のパネルディスカッションの今回のテーマは「深い信頼関係を築くために―国（厚生労働省）、機構、自治体が相互に効率的な事務運営を行うために出来ること―」であった。

前回に引き続き神奈川県立保健福祉大学名誉教授の山崎泰彦氏がコーディネーターを務めるなか、加入市区からは長沼明志木市長、岐阜市市民生活部国

保・年金課の和田恵美子氏と名古屋市健康福祉局生活福祉部保険年金課の橋口剛典氏が登壇した。また、厚生労働省からは中村博治事業管理課長、日本年金機構からは松田将事業管理部門担当理事が登壇した。

市区側のパネリストからは年金事務に関する提案、課題提起等として、▼法定受託事務ではなく日本年金機構と市区が委託契約を結ぶことによって、未納者に対する納付の勧奨や学生納付特例の周知等の業務が積極的に行えるのではないかと、▼パンフレットや書類も事務所が使いやすいもの、説明しやすいものを作っていくことがより迅速な事務につながるのではないかと、▼事務処理マニュアルの公開や職員用の深い情報の提供、テキストの配布を行ってほしいとの要望・指摘がなされた。

厚生労働省、日本年金機構からは今後の課題として、普段からの連絡調整に関して円滑な関係を構築していくことや、制度改正に関して情報の提供や研修会を積極的に開催していくこと、などについて述べられた。

パネルディスカッションの最後に、山崎氏は、全国都市協に関して多くの専門誌などが記事として取り上げていることに触れた。そして、その一つとして本紙を紹介しながら、「残念ながら『年金広報』を発行している日本国民年金協会は今年度末で終わってしまうと聞いている。日本国民年金協会には広報だけでなく、担ってもらう仕事はまだまだ沢山あると感じているため非常に残念に思う」と語った。

「年金図書」平成24年度改訂のご案内 好評発売中

国民年金ハンドブック (平成24年度版)

A5判 定価2,520円(本体2,400円+税)
制度の仕組みと給付の受け方を、わかりやすく、詳しく解説。届出・請求書の様式は記載例つきで収録。

年金相談の手引 (平成24年度版)

A5判 定価4,200円(本体4,000円+税)
国民年金・厚生年金の受給要件・年金額・諸手続きを図解・記載例などにより、わかりやすく解説した年金実務書の決定版。

年金相談AからZ (平成24年度版)

B5判 定価2,310円(本体2,200円+税)
東京都社会保険労務士会 企画
東京社会保険労務士協同組合 編集
年金相談の心得、国民年金・厚生年金制度のしくみ、老齢・障害・遺族給付をわかりやすく解説。Q&A形式で、詳細な説明により、より深くポイントが理解できるよう編集。

現場力を高める!! 年金相談Q&A (平成24年度版)

Vol.1 老齢年金一加入と請求手続き B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)
Vol.2 老齢年金一年金額の計算 B5判 定価1,260円(本体1,200円+税)
Vol.3 遺族年金と障害年金 B5判 定価1,050円(本体1,000円+税)

年金相談に携わる人を対象に、具体的な相談例を挙げてQ(問題)とA(解答)および解説を掲載。問題の例文を読み、考え、かつ解くことで、相談者に的確に答えられるように編集。年金相談の現場力を自らの力とし、高めることができる問題集。

国民年金法総覧 (平成24年4月版)

B5判 定価4,410円(本体4,200円+税)

法律の条文ごとに、関係政令・省令・通知等を収載し、法令上の根拠、行政解釈・事務取扱いの全容が体系的にわかるように編集。

株式会社 社会保険研究所

東京 ☎(03)3252-7901 関西 ☎(06)6765-7836
中部 ☎(052)951-0261 中国 ☎(082)223-2707
<http://www.shaho.co.jp/shaho>

北海道鹿追町

吉田 弘志 町長



循環型農業を推進する 花と芝生の町

鹿追町は人口五、六五一人。大自然に恵まれ、「花と芝生の町づくり」や、子どもの教育・福祉に力を入れている。また、家畜の糞尿を電力や堆肥に転換するバイオガスプラントを建設・稼働させ、循環型農業を推進して注目されている。



鹿追町は帯広から車で約一時間。雄大な十勝平野に広がる金色の小麦畑と、緑の畑のコントラストが美しい。酪農家が多く、鹿追町の食物自給率は三〇〇％だというから驚きた。

吉田弘志町長は元役場職員。国民年金業務はかつて担当したことがある。「当時は制度が始まったばかりで、なかなか保険料を納めてもらえず、私は町中歩いて制度の説明をして加入を勧めた。文句も言われてケンカもしたけれど、国民年金はみんなが加入しなければ育たないし、入らないと後で本人が困る。そういう強い思い入れでや

ってきました」（町長）。

しかしいま、国民年金の納付率は下がっている。鹿追町の納付率はそれでもまだ八四％と高いが、かつては一〇〇％近かった。「徴収業務が国に移ったのは大失敗だった。町民にいちばん近いのは町。町に業務を戻したほうがきめ細かく説明できるし、町民も満足する」と町長。

「強制加入をうたう以上、全員に納めてもらい、納められない人には免除申請を勧め、一人ひとりの権利を守る。本来は一人だって落ちこぼれがあってはいけない制度。かといって、納めない人にも全責年金を支給

徴収業務は、住民の顔が見える市町村に戻すべき

するというのではなく、やはり全員が納めて全員に支給するものでなければ」とも話す。

鹿追町は子どもの教育にも力を入れ、英語の小中高一貫教育を実施している。姉妹都市・カナダのストニープレイン町と交流し、英語教師の招聘、ホームステイの受け入れなどをするほか、地元高校では生徒全員がカナダへの短期留学を経験する。「そのせいか、外国人が町に来ても、小さい子でも物怖じしないですね」（町長）。地元高校へは町内はもちろん近隣からの入学者も増え、子ども減少の食い止めに効果をあげている。

また、八月には「子ども議会」を開催。「どうして町長になったんですか？」など、子どもたちからの一般質問に町長が答えた。

豊かな自然に恵まれる一方、街なかには整備され洗練されている。各商店には絵などを掲げたウィンドーギャラリイも。「花と芝生の町」をうたうだけに、町じゅうに花が植えられている。いずれも、町の提案に町民が賛成・協力し実現。歩道も歩きやすいように、電柱は沿道住

民が自分の敷地に引き入れてくれた。「町民一人ひとりの協力で、町を訪れる人が増え、税収も増え、それが子どもの教育などみんなの役に立っているわけです」（町長）。

バイオガスプラントを用いた循環型農業も推進している。酪農家が多いだけに問題は家畜の糞尿の処理。かつては畑にまいたりしたが周辺への臭いはひどく、川に流れて水質や土壌を汚染する恐れもあった。そこでバイオガスプラントを建設し、二〇〇七年から稼働。酪農家から出た糞尿を集めて発酵させ、発生したガスで発電。その電力でプラントを動かし、残った電気を北海道電力に売っている。家畜糞尿のプラントとしては国内最大で、一般家庭五〇〇戸分をまかなえる電力量だ。「CO₂削減、糞尿廃絶もでき、臭くなく化学肥料並みの効果を發揮する堆肥も製造できて、まさに環境に優しいエネルギーです」。

現在、二号機建設を計画中。稼働すれば鹿追町全世帯に近い二、〇〇〇戸以上の電力をまかなえる。「エネルギーの地産地消をめざしています」（町長）。

鹿追町 Data Box	
【人口】（平成24年6月30日現在）	
総人口	5,651人
0～14歳	826人
15～64歳	3,384人
65歳以上	1,441人（25.5%）
【年金被保険者数】（平成24年6月末現在）	
被保険者数	2,152人
第1号被保険者	1,029人 （任意加入者15人含む）
第2号被保険者	730人
第3号被保険者	393人
【年金受給者数】（平成24年3月末現在）	
国民年金	1,522人
厚生年金	933人
【年金受給額】（平成24年3月末現在）	
国民年金	1,092,060,100円
厚生年金	436,955,000円
（資料 鹿追町、帯広年金事務所）	

国年担当者から

鹿追町役場で国民年金業務を担うのは「町民課」。同課はほかにも、戸籍・住民票業務、税務、交通安全、ごみ、防災、さらにパスポート申請まで担当するので業務内容が幅広い。国民年金業務に携わる川染洋子さんの役職名「課長補佐兼戸籍年金窓口係長」もそれを物語る。

国民年金窓口業務を担うのは協力スタッフ二名と川染さん。多い相談は免除申請や未支給年金について。「ご不幸のあった方がいると、戸籍などの修正関係書類をスピーディに処理し、対応しています。だから、『次はあっちの窓口へ』とたらいまわしはありません。この場所一つで関係書類が全部取れるのは、小さな町のメリットですね」（川染さん）。

また、互いに顔も名前もわかっている人が多いので、町民との距離も近い。「でも、いまは本人確認が厳しい時代なので、ご本人だとわかっていても『身分証明書をお持ちですか？』と求めなければいけないのが申し訳ないですね」（川染さん）。

心がけているのは、相談者の話をゆっくり聞いて要件を理解

北海道鹿追町 町民課

年金から戸籍まで あらゆる業務を担う



左から 佐藤さん、菅原さん、川染課長補佐、大井課長

すること。役場には行かないといけないことは分かっているから来ていても、何の手続きをどのようにしたらいいかわからない人もいる。そんなときにまず、「どんなことでお見えになったんですか？」と聞いて、そこから少しずつ、「あ、年金の未支給の申請ですね」と理解する。

「普通の人は『未支給』という言葉はわからないので、ご自身の口からはなかなか出てこない。そこを汲むように心がけています」（川染さん）。

一方、人々の間には年金制度への不信感があることも感じている。町民課長の大井基寛さんは「消えた年金問題等の報道が与えた影響は大きいですね。民間保険よりも、国の補助金がある国民年金のほうがだんぜん有利なのに、なかなか理解されにくい」と話す。

年金を払った人が損をしない仕組みにすることも大切だと考えている。「北海道は最低賃金が生活保護費を下回る。そんななかで積極的に年金保険料を払おうと思えるか。そうした周辺の問題も改善される必要があると感じています」（大井さん）。

頑張る！

年金事務所

職員が気持ちよく働けてこそ
満足いただけるサービスを提供できる

中福岡年金事務所は四課二室、職員数四三名の陣容。率いるのは内田直子所長。「職員が気持ちよく働けてこそ満足いただけるサービスが提供できる」と職場環境の向上も重要テーマに所員全員で仕事に取り組んでいる。福岡市は人口およそ二五〇万人の大都市ながら勇壮な「博多祇園山笠」などでも知られる伝統と歴史、商業と交易の街でもある。そんな福岡市の中央区を管轄する事務所を訪れた。

中福岡年金事務所（福岡県）

中福岡年金事務所を訪れたのは、九州北部がこの夏の暑さを記録した日の翌日。前日の八月二日に温度計は最高気温三七・五度を示し、この日も三六・六度まで気温は上がった。目指す年金事務所は地下鉄空港線の赤坂駅から徒歩で一〇分ほど。近くには地方裁判所や高等検察庁、法務局などもある。

一階の所長室を訪ねると、内田直子所長がにこやかに迎えてくれた。内田所長は昭和五四年佐賀県保険課採用。日本年金機構発足までは佐賀事務局の副主幹や総務課長補佐を勤めた社会保険のベテラン。ちなみに女性の副主幹は佐賀県では初めてとか。

家庭では二男一女の母でもある。仕事をこなしキャリアを積みながらの子育てについて聞くと「申し訳ないけど何もできておりません」というが、「職場の理解を得ながら学校の行事に



内田直子所長

所長に着任して最初にやったのが「職場環境の改善」。一日も早く職員が気持ちよく働ける環境を確保するため所内の美化と職員の良好な人間関係を築くように心がけた。「職員が気持ちよく働けてこそ、お客様にすがすがしい笑顔でご挨拶ができ、ご満足いただけるサービスが提供できると思っています」という。所長としての目線だけでなく、いろいろな人の目線で改善点を見出すために、二二年二月

末頃、職員に一週間ほど「積極的なクレーム」になるようお願いし、クレーム、意見を募った。その結果、職員自身も気になりながら、なかなか言い出す場がなかった事柄を、思い思い吐き出してくれたようで八四項目の意見・提案が集まり、職員全員で改善していこうという意識が高まった。

現在でも新しい職員が入ったときや職員との面談の際には職場環境・人間関係、困っていること・疑問・不満、管理者に望むこと、こうした方がいいのにとすること等を聞いて問題点、改善点の掘り起こしを行っているという。

一日のスタートを全員で元気によく挨拶することから始めようと、二二年一月四日の初日から毎朝、全体朝礼を実施している。全職員が輪になって並び、輪番で中央に立って挨拶基本用語の唱和をすることから始め、その後、職員輪番による一分間スピーチを取り入れるようになっていく。

今では、全体朝礼も『きずな』を読む日や『一斉清掃』などを定例で取り入れたり、研修をしたりと進化してきたが、内田所長は「この一分間スピーチを

聞くのは今でも楽しみの一つです」という。

全体朝礼の意義は試合前の
円陣組んでの「気合」だ

「おはようございます」で始め、「今日も一日宜しくお願ひ致します」で締める全体朝礼の意義を、職員には「スポーツのチーム競技で試合前に円陣を組んで『さあ、いくぞ！』と気合を入れる、あのイメージ」と説明している。「二度、本心に全員

副所長・課長・室長からひと言

古池陽幸副所長（兼年金記録

課長）は平成一九年二月に当時の中福岡社会保険事務所に総務課長として着任した。以来次長、副所長と同じ事務所五年半、事務所のなかでも最古参に。日本年金機構になって苦労したのは「笑顔の挨拶」と「円滑な人間関係」づくり。笑顔の挨拶は民間出身の職員から勉強し、人間関係は「とりあえず酒でも呑む

か。水曜日は定時退所日なので呑み会にしよう」と二人くらいで毎週続いています。そして「職員の気持ちのサポートをしっかりとやりたい」と語る。

池口一也厚生年金適用調査課

長は電機メーカーの営業出身。

で隣の人の肩に手を乗せ、若手職員の掛け声で『オー！』と雄叫びをあげたことがあります。好評だったようです」と所長。職員のスキルアップのための研修では、二二年度に「社会保険の事務手続き」研修を九回シリーズで実施、時間外手当もない任意研修にもかかわらず多くの参加者があった。その後は実務研修を重視し、課ごとに定例で行っているが、事務処理誤り事例研修は必ず組み入れるようにしている。

年金教育については「現在の制度を安定的に運営していくためには、早い段階からの年金教育が必要です。おじいさんやおばさんがリタイア後、収入や仕送りがなくても生活できる仕組み、世代間扶養の考え方をしっかりと教え、成人や社会人になったときに届出や納付、申請と

「国民の皆様のための仕事ができる」と思っで応募しました」。民間出身ということはどうしても制度的な知識は不足しがちだがそこはやはり「経験と慣れ」で対応していくしかない。小規模な事業所が多いという管内の事情もあり、今年度から適用促進を課内全員で経験を積もうと全員体制でやっている。

全員で情報交換しながら効果を上げつつある。今後の抱負を聞くと「国民の皆様のために」という思いと、やはり法律に基づく仕事ですから原則は守らなければいけないと思っています」と語ってくれた。

河野健一厚生年金徴収課長は



いった手続きが当然のこととして受け入れられるように、小中、高とレベルを上げつつ、年金制度を含めた社会の仕組みを繰り返し教える必要があります」と明解だ。

成人した若者に対しては、年金について「あまりに知らなさ過ぎであり、無関心過ぎます」と苦言も。一方で管内の専門学校等に対して制度周知の説明会やチラシ設置の要請を行ったり、昨年入賞のねんきんエッセイをパネルにして掲示したり、専門学校での説明会で配った

「事業所の出入りが激しいという特徴があります」と管内の特徴をあげ「初期対応の事業所を徹底的に繰越させない。毎月の対策会議で手法をみんな考えてながらいつまでに決着をつけよう」とやっています。いかに効率よく迅速に収納していくか職員の数が増えるわけではありませんで一人ひとりのパワーアップが大事です」という。

森山静治国民年金課長は長崎

県の諫早年金事務所から昨年の一〇月に異動。福岡も大都市の例に洩れず収納率は悪く、中福岡管内は二三年度末で五二・六三％、前年度より一・四六ポイント低下した。抱負は「事業成績を向上させていくことはもち

り、地道な努力を続けている。これからの抱負は、お客様にとって「理想としては、どこかのサロンにでも来たかのような心地よく安心できる空間と上質の接客・サービス」をあげた。

職員へは年金業務全般への
オールマイティな対応求む

職員に対しては「プロ意識を持って、年金業務全般をオールマイティに対応し、内部的には銀行のような厳格な管理、セキュリティを確立し、その結果として、国民の皆様から日本年金機構は年金制度のスペシャリストの集団として認識いただき、安心と信頼のうえに任せていただけることです」ときっぱり。

そのうえで職員自身も「機構職員であることに自信と誇りを持って、楽しく働ける職場となることです」と結んだ。

古賀圭子お客様相談室長は佐

賀の事務センターから今年の四月に異動。以前、佐賀社会保険事務所で年金相談の経験はあるがやはり福岡という大都市圏では厚生年金の在職老齢年金や外国人の相談など特徴があるという。年金相談でもお客様の満足度一〇〇％が目標。そのためには相談の待ち時間も二〇分を越えないようにし、併せて職員のスキルアップのための研修を月二回やっているが「わかっていると思っっていることもテーマにして」知識の再点検を心がけている。

地方分権一〇年と国民年金事務(5)

前回に引き続き、今回も神戸市における国民年金事務の現場の意見を紹介する。

今回は、神戸市内の九つの区役所と一支所の国民年金係を統括する本庁の国保年金医療課国民年金係の意見を紹介する。

神戸市保健福祉局高齢福祉部国保年金医療課国民年金係は、林友美係長を含め五名のスタッフ。そして年金係の隣には、いつも年金係を補佐している国保・年金の庶務業務の担い手、管理係のスタッフがいます。

本庁の国民年金係では、年金システムの運用・改修、予算編成、業務の企画、職員研修、そして日本年金機構、特に三宮年金事務所との調整を主な業務としている。

今回、本庁の取材では、国保年金医療課の藤本英和課長と林係長のお二人から意見を聞いた。

国民年金事務は手探り状態

今から思えば地方分権後でも、地方社会保険事務局と社会保険事務所、そして市町村との関係は比較的うまくいった。

地方社会保険事務局は、社会保険事務所と市町村の親的存在であり、社会保険事務所と市町村は兄弟のような関係であった。しかし、社会保険庁が廃止され日本年金機構が発足してからは、上下関係がなくなったと同時に、親子、兄弟のような意識までが薄れてしまったように思われる。

たとえば、国の関与が大幅に

制限されることとなった反面、市町村の法定受託事務であつても機構本部が作成する具体的な事務取扱は年金事務所にか発出されず市町村には開示されないことが多い。そのため市町村現場では手探りで対応している状況だという。

七月九日から施行された外国人住民にかかる取扱いはまさに典型的なものであり、市町村には実施直前に厚労省から通知が出されたが、十分な準備ができず未だに市町村現場では混乱が続いているという。

判断できる現場・判断できる職員の育成

平成一八年、一九年と社保庁時代に「不正免除」などが発覚し、社会保険事務所職員が処分された。少なからず、その影響があるのだと思われるが、今の機構の年金事務所職員の多くは基本的なことでも、自分で考え判断することを避け、事務センター、ブロック本部、機構本部に答えを委ねるという。

つい先日兵庫県都市国民年金会議(二九市)での話だが、ある市から「免除が承認されている者が結婚して世帯(収入あり)が変われば免除取消(変更)申請を出すよう窓口で指導しなければいけないのか」という質

問が出された。会議には開催市を管轄する年金事務所の所長や国民年金課長も出席しており、その質問に対して「機構としては申請があれば審査をするだけである。申請の必要があるかどうかは自分らでは判断できないので、事務センターやブロック本部に確認してから回答する」と答えたという。

免除は、基本的には将来(翌年六月まで)に向かって承認をする制度である。承認後に世帯が変わることも想定されたうえで、翌年六月までの承認をしている。承認後、世帯が変わったことの届出が必要であるならば、法令上でも本人に届出を義務づけ、また、市町村にも承認者全員について、世帯変更の報告をさせるはずである。そうならないということは、申請時点の世帯で免除を承認し、その承認期間中は有効と理解される。ただし本人が希望して取消や変更を申請できる規定がある。この免除承認の考え方は、何十年も変わっていない。

本人に届出義務があるか、ないか、あくまで本人希望で申請するものなのか、そうした基本的なことすら、自分たちでは判断することを避けようとする。今の機構現場はこの傾向が強くなりつつあるように思われる。

る。

しかしながら、市民を目の前に市町村職員にそうした逃げ場はない。市町村職員は、法令や通知に書かれているような基本的なことについては、現場でも判断できるようにしたいと思っている。そのために神戸市では区役所(現場)が仕事をしやすい環境、判断できる環境づくりに心がけているという。

今回も税制改正や外国人住民基本台帳に伴うシステム改修が全国的に必要となったが、改修の考え方は常に「区役所業務がスムーズに、区役所職員が判断しやすいシステム」だという。パンフレット作成も同じだ。区役所の窓口で説明しやすいパンフレットを作る。それが市民のためになるからだ。本庁職員にとって区役所からの意見は市民の意見と同じで貴重なものだという。

保険料の収納率向上のためにも大切なこと

地方分権により、平成一四年度からは、国民年金の保険料徴収事務はすべて国に引き上げられた。しかし、現場の担当者から見れば、保険料徴収事務を引き上げたこと自体に無理があつたのではないかと。

国民年金の保険料は国庫金であるが、住民一人一人の所得状況を把握しているのは市町村である。そして何よりも、市町村こそ、住民に最も身近な窓口となっているところである。この身近な収納窓口を閉じて、国が直接取り扱うようになったことに、収納率の低下の原因がある

といえよう。

今では、主として「加入」と「免除」の事務だけが市町村に残されているが、免除だけは市町村で、保険料の徴収は国でといういびつな事務体系は、被保険者である住民には非常にわかりにくい。保険料徴収事務と免除の事務はセットにして考えなくてはならないものである。

神戸市では、前号でも紹介したとおり、一部免除の納付率が極めて高い。これは、一部免除を受けた残りの保険料の納付という見落としがちなところに着目し、一部免除者への案内説明を徹底しているからである。その成果は、一部免除者の納付率の高さに現れている。

一般に「手続きの簡素化」は良いものと考えられがちだが、「手続きの簡素化」には落とし穴がある。たとえば、免除のターンアラウンド申請である。簡単に手続きができる代わりに、制度について詳しく話を聞く機会を失うことにもなるからである。せっかく一部免除が承認されても残りの納付をしなければ全額未納者と同じである。神戸市で、前年度免除者に対する独自の勧奨を続けている理由はそこにある。

神戸市では、該当する免除区分によって、ターンアラウンド方式で手続きの簡素化を図る相手と、簡素化よりも窓口での丁寧な説明を優先させる相手を分けて対応している。それが、本人のためになるとわかっているからである。一部免除に該当する人には、できるだけ区役所窓口へ来庁していただく。だから

といって申請者は減少しない。

来庁者に対して区役所の窓口では、一部納付の必要性を丁寧に説明し、本人が納得したうえで免除申請をする。窓口の説明による「本人納得率」は、一部免除の納付率が証明している。

この一〇年、国は収納率を上げるため、免除の種類を増やし、遡及の承認、手続きの簡素化といった改正を行ってきた。しかしながら、収納率向上に最も大切なのは、手続きの簡素化などではなく、職員が窓口で丁寧な説明をすること、そのための機会を減らさないことではなかったのだろうか。

国民年金に関していえば、国が収納事務を引き上げ、手続きの簡素化や市場化の方向に舵をきったことが収納率低下の最大

の要因なのかもしれない。

本庁での取材の最後に、国民年金事務は地方分権の前の状態に戻すべきではとの問いに、返ってきた答えはこうであった。「地方分権から一〇年が経過してしまいました。もっと早く、国が市町村の声に真剣に耳を傾けてくれればよかったです。この一〇年間で事務に精通した職員はいなくなり、もはや人が育つような状況にはありません。いくら交付金を積まれても、失ったものを取り戻すことは無理でしょう。いまや、国民年金事務はすべて国に返上すべきと多くの自治体が考えています。地方分権による事務分担そのものが本末転倒だったのではないのでしょうか。」



神戸市 国保年金医療課国民年金係・管理係

平成二四年度 子ども霞が関見学デー

親子で楽しみながら制度への関心を深めていく

八月八日、九日に、文部科学省が中心となり毎年夏に実施されている「子ども霞が関見学デー」が行われた。

このイベントは子どもたちに、広く社会を知ってもらうことを目的として開催されている。厚生労働省には二日間、一七〇名の親子連れが参加した。会場の中央合同庁舎五号館二階講堂は、子どもが楽しみながら取り組んで理解を深められるようなプログラムが多数行われ、夏休み中の多くの子どもたちでにぎわっていた。



会場には工作やお絵かき

などが楽しめるスペースやボールシアターを作る体験教室などが設けられていた。また、献血の模擬体験や食の安全についてのクイズ、医療現場で用いられる機器の操作体験、臓器移植や骨髄バンクの紹介、ハローワークを利用した求職活動の説明、社会保障に関するクイズなどのプログラムが行われ、子どもたちは、普段の生活ではなじみのないものに対しても興味深そうに取り組んでいた。

なかでも「社会保障について知ろう！クイズ日本の社会保障」のブースでは、日本の社会保障制度の内容を簡単な言葉でわかりやすく解説しながら、それにちなんだクイズが出されていた。年金や医療保険の仕組みを問うものから、少子高齢化などに関するクイズが出題され

た。参加した子どもたちは首を傾げながらも一生懸命に考え、積極的に回答していた。また、最後に社会保障税一帯改革の議論についても説明があった。このプログラムは一回三〇分程度という短い時間だったが、子どもたちが社会保障に関心を持つと同時に、制度の意義を認識するためには非常に有効なものだったと思う。今後このような取り組みが多くの場面で展開されることを期待したい。

その他には、サッカー元日本代表の波戸康広さん、タレントのてんちむさんによる「知って肝臓プロジェクト」の勉強会、西村厚生労働副大臣との記念撮影や、盲導犬や介助犬、聴導犬とふれあい「身体障害者補助犬」への理解を深めてもらうプログラムも行われた。



社会保険労務士を年金委員に
～山形年金事務所を試み～

今年も社会保険労務士試験が八月の下旬に行われたばかりだが、昨年の試験では国民年金の問題に、年金教育や年金広報に関する知識を問う問題が出題されている。社会保険労務士も年金教育や年金広報に関心を持ってほしいという出題者の意図がうかがわれる。

このような中で、山形年金事

務所（菅原博所長）では、県の社会保険労務士会と連携して社会保険労務士に年金委員になってもらう取り組みを進めている。年金委員には、年金に関する専門的な知識や様々な条件、状況に対応できる豊富な経験が何よりも必要となる。

「社会保障の業務に関する法令及び実務に精通しているこ

と」が職責とされている社会保険労務士の年金委員としての活躍が期待されるという訳だ。年金局の定めた年金委員推薦要領でも、年金委員にふさわしい者として「社会保険労務士である者」が明記されている。

年金委員の委嘱事務を担当し、社会保険労務士会を所管する厚生労働省東北厚生局（藤木則夫局長）でも、この取り組みが、地域や職域における年金制度への理解を進める起爆剤になってくれればと期待を寄せている。



社会保険労務士の年金委員としての委嘱について、協力・連携を約束し合う。
（左から）菅原山形年金事務所長、浦山山形県社会保険労務士会副会長、岩城同会長、板垣同副会長、藤木厚生労働省東北厚生局長

国民年金にゆとりをプラス。
自分で入る公的な個人年金。

老後まで
トク!

●掛金は全額所得控除で税金もお得。

●掛金は自由に設定。

※口数単位での設定になります。また、途中での変更も可能です。

老後から
ラク!

●基本は終身年金。
だから、一生涯お受け取り。

●万が一の時にはご家族に一時金も。

※年金受給前または保証期間内にお亡くなりになった場合。（B型を除きます。）

自営業の方にもサラリーマンなみの老後保障を。

ご相談・お問い合わせ・資料請求は

フリーダイヤル 0120-65-4192

※地域によっては携帯電話からはつながない場合があります。

国民年金基金

ご職業ごとに加入できる職能型もあります。くわしくはホームページをご覧ください。

www.npfa.or.jp 国民年金基金 検索

年金 よくある 国民 質問

Q. 障害基礎年金を受けている人の障害の程度が変わったときはどうすればよいですか。

障害基礎年金は、障害の程度が変われば年金額が変更されます。障害基礎年金の年金額の変更は、定期的に提出する診断書で自動的に行われますが、障害の程度が重くなったときはその旨を申し立てることもできます。障害の程度が重くなったときは、年金額の改定を請求することができます。ただし、この改定請求は、障害基礎年金を受けることになった日または障害の程度の診査を受けた日から二年後でなければ請求できないことになっています。

また、障害の程度が二級よりも軽くなった場合は、二級よりも軽快している期間について障害基礎年金の支給が停止され、その後再び障害の程度が悪化して二級以上になった場合には、障害基礎年金の支給が再開されることになっています。

障害基礎年金は、障害の程度が二級に該当しなくなっても、障害の程度が三級の障害厚生年金に該当している間は失権しませんが、三級の障害厚生

年金にも該当しなくなると六五歳に達したとき（あるいは六五歳に達したときに三年が経過していないときは三年が経過した日）には、障害基礎年金は失権することになります。

●その他障害による年金額の改定請求と支給停止の解除

障害基礎年金の受給権者に三級以下の軽い程度の障害（「その他障害」といいます）が後で発生し、「その他障害」の障害認定日から六五歳に達する日の前日までの間に前後の障害を併合した障害の程度が増進した場合、年金額の増額改定を請求することができます。

また、障害基礎年金の受給権者に「その他障害」が発生した場合、従前の障害が軽快しても、その他障害の障害認定日から六五歳に達する日の前日までの間に前後の障害を併合した障害の程度が二級以上であれば、障害基礎年金は支給停止されないことになっています。

障害基礎年金の年金額の改定請求、支給停止解除のいずれの場合も、「その他障害」は、原因となった傷病の初診日に本来の障害基礎年金を受けるための保険料納付要件を満たしていることが必要です。また、その他障害が二つ以上ある場合は、すべての障害を併合した結果の障害の程度で判定されます。

*「国民年金よくある質問」は、当協会ホームページに掲載されています（http://www.nenkin.or.jp/member/faq_box/）。会員のみならず、誰でもこのホームページでは、内容を更新して、順次掲載していきます。

年金 よくある 厚生 質問

Q. 老齢厚生年金の年金額が改定されるのはどのような場合ですか。

●年金受給者が再就職した場合

特別支給の老齢厚生年金の受給権者が、再就職して厚生年金保険の被保険者になったときは、再就職した月の翌月から在職老齢年金の仕組みによる支給額の調整によって、年金額の一部または全部が支給停止されます。

●標準報酬が改定された場合

在職老齢年金の仕組みによって在職老齢厚生年金の年金額の支給調整を受けている人の標準報酬（標準報酬月額・標準賞与額）が改定されると、改定を受けた月から支給停止額が変わり、支給される年金額が改定されます。

●退職時改定

在職老齢年金の仕組みによって在職老齢厚生年金の年金額の支給調整を受けている人が、退職して厚生年金保険の被保険者の資格を喪失したまま一か月が経過する一、二か月が経過した日の属する月から、資格を喪失した日の属する月の前月までの被保険者期間に基づいて年金額が再計算されるとともに、在職老

年金による年金額の支給調整が解除されます。

この「一か月が経過した日」というのは、たとえば三月三十一日に退職すると翌日の四月一日に厚生年金保険の被保険者の資格を喪失するために、一か月が経過した日は五月一日となり、三月三十一日に退職すると三月三十一日に資格を喪失するために四月三十一日となります。

なお、退職して被保険者の資格を喪失した日から一か月が経過する前に再就職して再び被保険者となったときには、年金額の再計算は行われず、新たな標準報酬月額に基づいて年金が支給停止されます。

また、老齢厚生年金の受給権を取得した当時、被保険者期間が二〇年に満たなかったなどのために加給年金額が加算されていなかったのが、退職時改定が行われたために二〇年の被保険者期間などを満たすことになれば、改定時に生計を維持している配偶者または子について加給年金額が加算されます。

●定額部分の支給開始年齢の引上げ対象者の年金額改定

男子で昭和一六年四月二日から昭和二四年四月一日までの間に生まれた人、女子で昭和二一年四月二日から昭和二九年四月一日までの間に生まれた人は、定額部分の支給開始年齢が六十一歳から六十四歳へと段階的に引き上げられています。

これらの人の場合には、定額部分の支給開始年齢に到達した時点で老齢厚生年金の年金額の改定が行われ、定額部分の支給

開始年齢に到達した月の翌月から定額部分を合わせた額の老齢厚生年金が支給されます。

なお、これらの人が、老齢基礎年金の一部繰上げを受けている場合には、受給権を取得した後に被保険者期間を追加することになったときは、定額部分の支給開始年齢に到達した時点で繰上げ調整額が改定されます。

●繰上げ支給の老齢厚生年金受給者の年金額改定

男子で昭和二八年四月二日から昭和三六年四月一日までの間に生まれた人、女子、抗内員・船員で昭和三三年四月二日から昭和四一年四月一日までの間に生まれた人の場合、報酬比例部分の支給開始年齢が六一歳から六四歳へと段階的に引き上げられています。

これらの人が繰上げ支給の老齢厚生年金を受けている場合には、受給権を取得した後に被保険者期間を追加することになっても、報酬比例部分の支給開始年齢に到達するまでは年金額の改定は行われず、報酬比例部分の支給開始年齢に到達した時点で年金額の改定が行われます。

また、男子で昭和三六年四月二日以後に生まれた人、女子で昭和四一年四月二日以後に生まれた人の場合、六五歳到達前には老齢厚生年金は支給されません。このような人が繰上げ支給の老齢厚生年金を受けている場合には、受給権取得後、六五歳到達前に被保険者期間を追加することになっても、六五歳に到達するまでは年金額の改定は行われません。

「障害年金と診断書」

平成24年7月版

発刊のご案内

『診断書を作成される医師のための障害年金と診断書（障害基礎年金・障害厚生年金）』平成24年7月版を発行いたしました。

障害年金（障害基礎年金・障害厚生年金）では、支給対象となる障害の程度は、「障害認定基準」に基づいて審査が行われますが、その際、障害の部位によって定められた8種類の「診断書」をはじめ必要な書類を提出する必要があります。

今回の改訂版では、平成24年5月末の「障害認定基準」の改訂およびそれに基づく診断書の改訂などを取り込んで、全部で16の診断書記載事例を交えながら、障害年金の概要および診断書の記載上の留意点などを詳しく解説しています。（本書では、平成24年9月1日からの実施事項を盛り込んでいます。）

定価：1,890円（税込）・送料別途実費

お問い合わせは

制作・発行・販売 年友企画株式会社

〒101-0047 東京都千代田区内神田2-5-3 児谷ビル5F
TEL.03-3256-1711 FAX.03-3256-8928
<http://www.nen-yu.co.jp>





国民年金の保険料には、本人・世帯主・配偶者の前年の所得(一月から六月までに申請する場合は前々年の所得)が一定額以下の場合には、申請して承認されると納付が免除される制度があります。この場合免除される保険料額には、全額、四分の三、半額、四分の一の四段階があります(半額免除は平成四年四月から、四分の三免除と四分の一免除は平成一八年七月から導入されました。

このうち、四分の三免除、半額免除、四分の一免除は、納付すべき保険料の一部が免除されることから二部免除といえます。この一部免除を受けた保険料の残りの保険料、つまり免除を受けていない保険料は、必ず納めなければなりません。この保険料の納付を怠ると免除が承認されても保険料未納期間となってしまうので、注意が必要です。

四分の三免除の場合

保険料の四分の三免除というのは、毎月の保険料の四分の三が免除されるものですが、残りの四分の一の保険料は必ず納めなければなりません。

平成二四年度の場合では、四分の三免除を受けると月額一万二、三〇〇円が免除され、残りの三七五〇円を納付しなければなりません。この三七五〇円の

一部免除を受けたときは残りの保険料の納付を忘れずに

ばなりません。この三七五〇円の保険料を毎月納付しないと四分の三免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

半額免除の場合

保険料の半額免除というのは、毎月保険料の半額が免除されるものですが、残りの半額の

保険料は必ず納めなければなりません。

平成二四年度では、半額免除を受けると月額七、四九〇円が免除され、残りの七、四九〇円は納付しなければなりません。この七、四九〇円の保険料を毎月納付しないと半額免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

四分の二免除の場合

四分の二免除というのは、毎月の保険料の四分の二が免除されるものですが、残りの四分の三の保険料は必ず納めなければなりません。

平成二四年度では、四分の二免除を受けると月額三、七四〇円が免除され、残りの二万二、四〇〇円は納付しなければなりません。この二万二、四〇〇円の保険料を毎月納付しないと四分の一免除が承認されても、保険料未納期間として扱われてしまいます。

保険料の納期限

国民年金の保険料には納期限

があります。毎月の保険料は、翌月末までに納付しなければなりません。

そして、二年を経過すると時効によって保険料を納めることができなくなります。

保険料の一部免除を受けた場合でも、残りの免除されていない保険料については、この納期限までに納めなければなりません。ご注意ください。

【案内】

この記事は市区町村の広報誌(紙)にそのまま掲載していただけます。なお、この記事は当協会のHPからテキストデータとしてダウンロードできますので、自由にお使いください。

視点 観

先月、アメリカの無人探査機が火星に無事着陸した。

送り込んだ探査車、キュリオシティは、その名の通り火星の地表を好奇心の赴くまま走り回り様々な成果をあげること

を期待されているが、なかでも一番大きなミッションは「地球以外に生命はいるのか」という課題に対する証拠を見つけ出すことだろう。

十九世紀には火星には運河と火星人という夢物語もあったが、その後の観測技術の発達で否定された。七〇年代に

生命の起源

は同じくアメリカの探査機バイキングが火星に着陸し、生命の痕跡を探したが否定的な結果に終わっている。

ところが九〇年代に入って火星由来の隕石に生命の痕跡があるとの研究結果が突如発表され、その真偽をめぐる今も論争が続いている。キュリオシティの活躍で何らかの結論が出るのだろうか。

さて、我が地球は四六億年前に誕生し、その上に最初の生命が出現したのは八億年後の三八億年前だと言われている。今に至るこれだけの時間を

のなかで地球の生命は進化を続け、人類という地上の他の生命を脅かしかねないモンスターが出現するところまで来ている。

この生命の誕生と進化は宇宙の中でも希有な偶然の結果なのか、それとも実は宇宙に生命は満ちているのだろうか。

もし、仮に火星で生命の痕跡が発見されたとする、それは我々と起源を同じくするものなのか、それとも独自に進化してきたものなのか。

共通するものならば、その起源が太陽系外にあるという可能性もある。荒唐無稽に聞こえるかも知れないが、パン

スペルミヤ説といって一九世紀以来、それなりの重みをもった唱えられてきている説だ。もし、生命の源が宇宙のなから太陽系に降ってきたのだとしたら、それは太陽系以外の他の星々にも降り注ぎ、生命はそこで独自の進化

を遂げているかも知れない。では、いずれその生命とコンタクトできるのだろうか。

この問題を議論する際に必ず出てくるドレイクの方程式というものがある。これは我々の銀河系に存在し人類とコンタクトする可能性のある地球外文明の数を推測するために考案されたものだが、重要な要素に「文明の存続期間」がある。仮に生命が進化し文明を発展させたとしても、それが他の文明と重複できるだけの長さを持たないとコンタクトそのものが実現できない。

将来、地球外生命とのコンタクトを期するなら、我々の文明そのものを長続きさせる努力こそが不可欠であるということである。殺し合いをして文明を消滅させるわけにはいかないのである。

「年金広報」は、国民年金制度と共に歩んで53歳です

わが国の国民年金制度を充実発展させることを目的として、公共団体、農林漁業団体、中小企業団体及び各界有志の賛同を得て昭和34年設立された社団法人日本国民年金協会が毎月発行する年金に関する情報誌が「年金広報」です。

創刊号は、岸信介(自由民主党総裁)、鈴木茂三郎(日本社会党委員長)、坂田道太(厚生大臣)の各氏のお祝いの言葉を掲載し、昭和34年2月「国民年金弘報」として船出しました。それから53年間、平成22年1月からは「年金広報」と題字を変更、カラー印刷にし、この9月号で640号になります。

紙面は、年金制度に関するニュース、市区町村長のインタビュー、市区町村の国民年金のご担当者の取組み、日本年金機構、年金事務所の取組み、市区町村の広報誌(紙)掲載用の情報など、これからも年金情報誌として内容を充実し提供してまいりますので宜しくお願いします。

ご購入の申し込みは、電話03-3265-2885、ファックス03-3265-2894、E-mail koho08@nenkin.or.jp まで、年間購読料1,890円(税込・送料共)です。お待ち申し上げております。

